

〔登録取消・一時停止 措置実施状況〕(2012年12月度)

不適正な行為が発見された事業所に対しては、以下の事由において車上作動処理業務委託契約の登録取消・一時停止を実施いたしました。

- H24年6月(近畿地方)
エアバッグ類(シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。および、相当の期間を定めて是正を促しても是正しなかった。
＜規約第7条1.(5)および(8)＞
- H24年9月(中部地方)
エアバッグ類が未処理の車台について管理台帳記入(実績報告)や引渡報告が行われていた。正当な理由なしに未処理プリテンショナーを保管していた。
＜規約第7条1.(3)および(8)＞
- H24年11月(九州・沖縄地方)
エアバッグ類(シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。
＜規約第7条1.(5)＞
- H24年10月(関東地方)
エアバッグ類(シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。
＜規約第7条1.(5)＞
- H24年9月(北海道・東北地方)
エアバッグ類(運転席・シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。エアバッグ類(運転席・助手席)を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。
＜規約第7条1.(5)＞
- H24年10月(中部地方)
エアバッグ類が未処理の車台について管理台帳記入(実績報告)や引渡報告が行われていた。正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュール、プリテンショナーを保管していた。
＜規約第7条1.(3)および(8)＞
- H24年11月(関東地方)
エアバッグ類が未処理の車台について管理台帳記入(実績報告)や引渡報告が行われていた。正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。
＜規約第7条1.(3)および(8)＞
- H24年9月(北海道・東北地方)
エアバッグ類が未処理の車台について管理台帳記入(実績報告)や引渡報告が行われていた。エアバッグ類(運転席・助手席)を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。
＜規約第7条1.(3)および(5)＞
- H24年11月(九州・沖縄地方)
エアバッグ類(運転席・助手席)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。エアバッグ類(運転席・助手席)を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。エアバッグ類が未処理の車台について管理台帳記入(実績報告)や引渡報告が行われていた。
＜規約第7条1.(3)および(5)＞